

平成 3 0 年 6 月 2 1 日

喜多方市議会議長 佐 藤 一 栄 殿

提出者 渡 部 一 樹

賛成者 遠 藤 吉 正

〃 田 中 和加子

〃 小 島 雄 一

〃 江 花 圭 司

〃 齋 藤 仁 一

〃 遠 藤 金 美

〃 大川原 謙 一

〃 山 口 和 男

議会案第 8 号 旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の早期解決を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の早期解決を求める意見書

「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」と定めた旧優生保護法に基づき、1996年に同法が母体保護法に改正されるまでの約半世紀余りの間、本人の同意のない強制不妊手術を含む優生手術が、国の通知や都道府県の行政措置の下、数多く実施されてきた。旧厚生省の衛生年報等によれば、全国で約2万5,000人が不妊手術を受け、そのうち約1万6,500人が本人の同意のない強制手術であったとされている。

これまで、国連の自由権規約委員会や女子差別撤廃委員会において優生手術の被害者に対する補償措置等を求める勧告が出されてきたが、国としての対応はなく、優生手術の被害者は放置されたままであった。誤った優生思想による著しい人権侵害と認められることから、事態の解明及び被害者の救済を早急にすべきである。

国会では、全会派からなる「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」が発足されたが、強制手術の被害者の中には結婚が破談となったり、子どもを産み、育てる夢を奪われたり、健康被害を訴えるなど、幸福追求権を保障した憲法第13条などの侵害に当たることは明らかである。

国においては、実態調査やヒアリングを行い、被害者、当事者団体及び市民団体との連携・協力を進め、具体的な支援の仕組みを検討することとしているが、正式な謝罪や保障はいまだ行われていない。優生手術被害者の高齢化が進行していることから、過去の反省に立ち政治的及び行政的な責任に基づく一日も早い解決策を実施すべきである。

よって、本市議会は、国及び政府関係機関に対し、下記事項について強く要望する。

記

- 1 優生手術被害者の高齢化が進行することで、全国における優生手術の実態解明が時間的経過とともに困難になることから、優生手術被害者に関する実態の速やかな調査及び記録の適正な保存を行うこと。
- 2 都道府県での相談窓口の設置など、被害者に寄り添う対応を強化すること。
- 3 「疑わしきは救済すべし」との考え方で、被害者に対する補償及び救済等を行い、早期の解決を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月21日

福島県喜多方市議会議長 佐藤 一 栄

【意見書提出先】

衆議院議長	大森 理森	殿
参議院議長	伊達 忠一	殿
内閣総理大臣	安倍 晋三	殿
厚生労働大臣	加藤 勝信	殿
総務大臣	野田 聖子	殿